地方法人特別稅Q&A

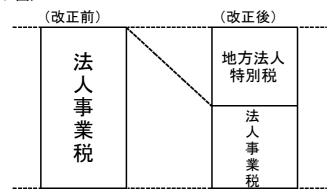
Q1)地方法人特別税とはどのようなものですか?

A1) 平成20年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の税率を引き下げた上で、新たに国税である地方法人特別税が創設され、それに相当する額が地方法人特別譲与税として都道府県に譲与されることとなりました。

Q2)地方法人特別税創設により、法人は増税になるのですか?

A2)法人事業税の税率を引き下げ、その引き下げた部分を地方法人特別税としているため、法人事業税と地方法人特別税を合わせた税額は、原則的に今まで以上に増えることはありません。(下記イメージ図参照)

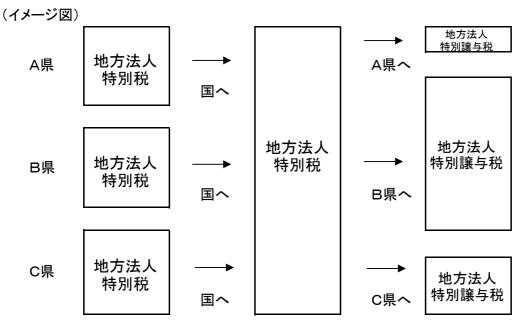
(イメージ図)



Q3)納付した地方法人特別税はどうなりますか?

A3) みなさんに納付いただいた地方法人特別税は国に払込みます。

国は都道府県から集めた地方法人特別税を、地方法人特別譲与税として各都道府県へ分配します。 譲与額の1/2を人口で、残りの1/2を従業者数で各都道府県へ配分されます。



Q4) 地方法人特別税の適用時期は?

A4)平成20年10月1日以後に開始する事業年度及び同日以後の解散(合併による解散を除く) による清算所得に対して課せられる法人事業税にあわせて適用になります。

Q5) 地方法人特別税の税率は?

A5)下記のとおりです。

外形標準課税対象法人の基準法人所得割額 ・・・148%

外形標準課税の対象とならない法人の基準法人所得割額・・・ 81%

収入金額課税法人の基準法人収入割額 ・・・・ 81%

(基準法人所得割額、基準法人収入割額とは、概ね法人事業税の所得割額、収入割額のことです。)

Q6)地方法人特別税導入により引き下げられた法人事業税率は?

A6)下記のとおりです。

「外形標準課税対象法人]

所得割の区分	改正前税率	改正後税率
所得のうち年400万円以下	3.8%	1.5%
所得のうち年400万円を超え年800万円以下	5.5%	2.2%
所得のうち年800万円超及び清算所得	7.2%	2.9%
軽減税率不適用法人	7.2%	2.9%

[※]付加価値割(0.48%)、資本割(0.2%)については今までどおりです。

[外形標準課税の対象とならない法人]

法人の区分			改正前税率	改正後税率
収入金額課税法人		1.3%	0.7%	
所得金額課税法人	特別法人以外	所得のうち年400万円以下	5.0%	2.7%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下	7.3%	4.0%
		所得のうち年800万円超及び清算所得	9.6%	5.3%
		軽減税率不適用法人	9.6%	5.3%
	特別法人	所得のうち年400万円以下	5.0%	2.7%
		所得のうち年400万円超及び清算所得	6.6%	3.6%
		軽減税率不適用法人	6.6%	3.6%

[※]軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県において事務所又は事業所を有し、 かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

Q7)地方法人特別税が課税されるのはどのような法人ですか?

A7)法人事業税を申告納付する義務のある法人は、地方法人特別税についても申告納付する 義務があります。

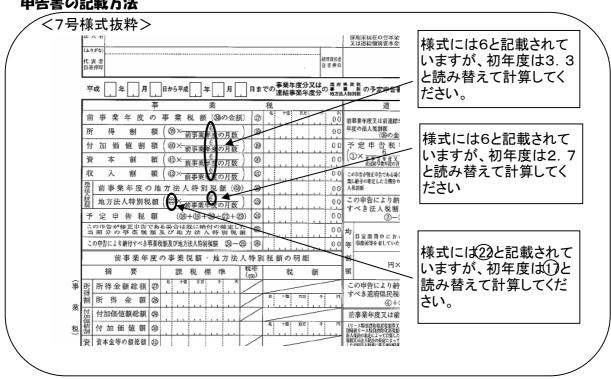
Q8)地方法人特別税の予定申告はどのようにするのですか?

A8) 前年税額の6/12が予定申告税額ですが、平成20年10月1日以後開始する最初の事業年度は 前年度の地方法人特別税額がないため、特別な計算を行います。詳細は下記のとおりです。

地方法人特別税適用初年度の予定申告

法人事業税	前事業年度の法人事業税額÷前事業年度の月数×3.3
地方法人特別税	前事業年度の <i>法人事業税額</i> ÷前事業年度の月数× <i>2. 7</i>

申告書の記載方法



・2年度目以降の予定申告

法人事業税	前事業年度の法人事業税額÷前事業年度の月数×6
地方法人特別税	前事業年度の地方法人特別税額÷前事業年度の月数×6

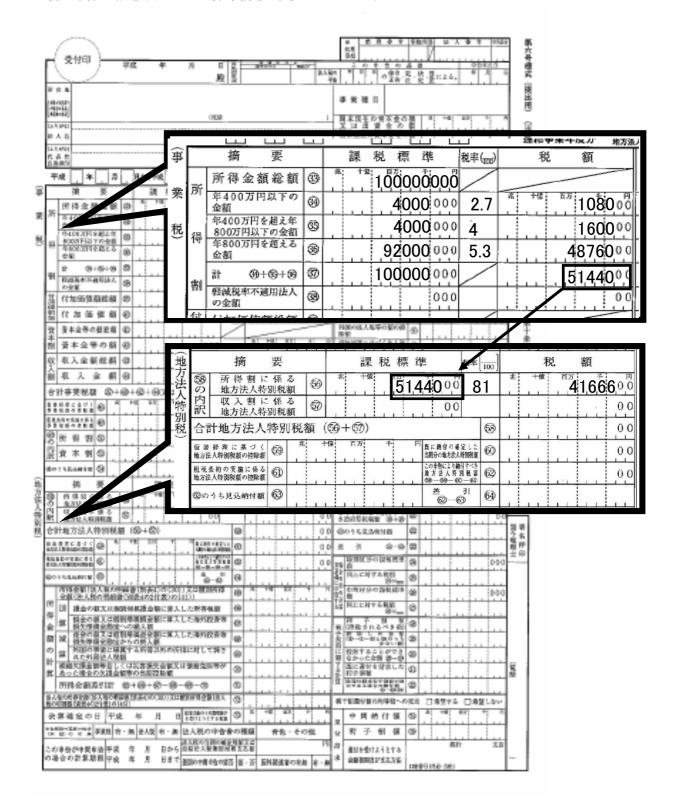
Q9) 地方法人特別税適用初年度の予定申告において外形標準課税 対象法人の前事業年度の法人事業税が付加価値割のみの場合は?

A9)法人事業税の所得割又は収入割に課税されていなくても、前事業年度の法人事業税の2.7/12を 申告納付する必要があります。

Q10)地方法人特別税の確定申告はどのようにするのですか?

A10)確定申告及び仮決算による中間申告は下記記載例を参考にして下さい。

<新6号様式記載例>(外形標準課税対象外の法人の例)



Q11)地方法人特別税は法人税の所得計算上、損金算入できますか?

A11)法人税の所得の計算上損金の額に算入しないものは、法人税法第38条に列挙されていますが、 地方法人特別税はこれに含まれていないことから損金の額に算入します。

具体的には、法人税申告書別表五(二)「租税公課の納付状況等に関する明細書」の「事業税」欄に 特別税との合算額を記載することとされています。